

保稅業務の基礎知識

(保稅初任者研修)



令和7年5月
監視部保稅地域監督官



- 1 はじめに
- 2 保税地域の役割
- 3 保税地域の種類・機能
- 4 貨物の流れ
- 5 見本の一時持出
- 6 廃棄と滅却
- 7 貨物の取扱い
- 8 保税運送
- 9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
- 10 記帳義務
- 11 参考



1 はじめに（用語について）

「輸入」や「輸出」及び「積戻し」の手続きを、「通関手続」と呼んでいます。



- ① 「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ② 「輸出」とは ⇒ **内国貨物**を日本から外国に向けて送り出すこと
- ③ 「積戻し」とは ⇒ **外国貨物**を日本から外国に向けて送り出すこと
- ④ 「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で、輸入の許可を受けていない貨物又は、輸出の許可を受けた貨物
- ⑤ 「内国貨物」とは ⇒ 外国貨物ではない貨物



■税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。

- ・ 関税法（関税の徴収、通関手続き、**保税制度** 等）
- ・ 関税定率法（関税率、特殊関税制度、減免税制度 等）
- ・ 関税暫定措置法（税率の特例、減免税制度の特例 等）

1 はじめに（保税地域とは）

■ 関税法第30条（外国貨物を置く場所の制限）

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。

⇒外国貨物を置く場所の制限について定めたもの



【目的】

- ・ 関税等徴収の確保
- ・ 貿易秩序の維持

【税関】

関税等の**徴収**、社会悪物品等の**取締り**のほか、輸入割当、検疫などの関税以外の法令で規制されている**貨物のチェック**

【利用者】

関税等の税金を留保したまま、蔵置、加工、製造、展示等が行えるなど、**商取引上大きなメリット**

全ての輸出入貨物を
税関の監督下



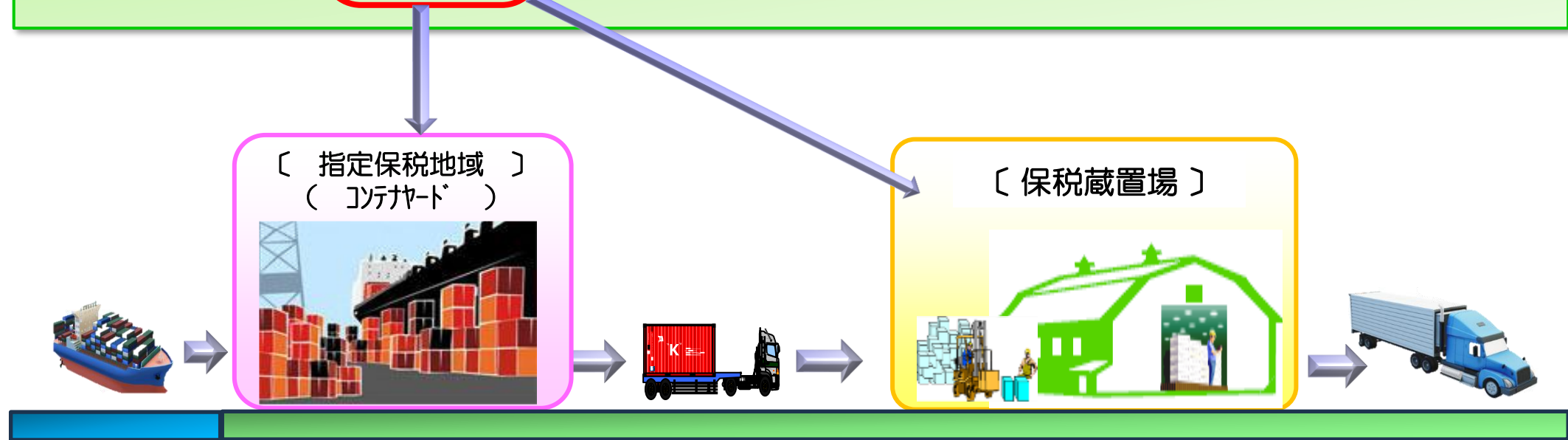
取引の円滑化
貿易の振興
国際的な文化交流



1 はじめに（保税の原則）

◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、**保税地域** 以外の場所に置くことができない（関税法第30条）。



■ 巨大な貨物や大量の貨物等、保税地域に置くことが困難、不適当な場合には法第30条第1項第2号の規定により、税関長が期間・場所を指定して許可した貨物を保税地域以外に置くことができます。

2 保税地域の役割 ①

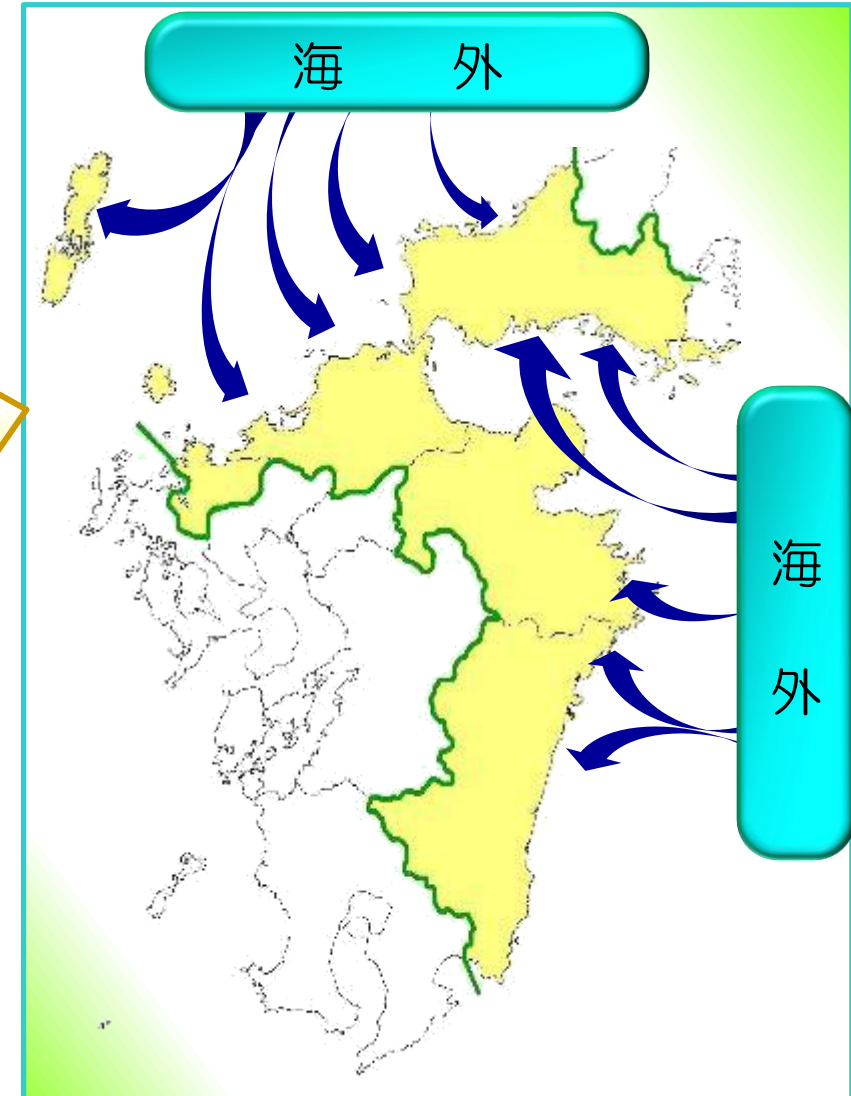
■ 保税地域がなかったら・・・

- ◆ **どこからでも**貨物を国内に引き取ることが可能。
つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。
- ◆ 不正薬物・銃器等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

不正薬物・銃器等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



2 保税地域の役割 ②

貨物の保税地域への集中

貨物を税関の監督下の保税地域に置いて管理することが効果的

不正薬物等の水際阻止！

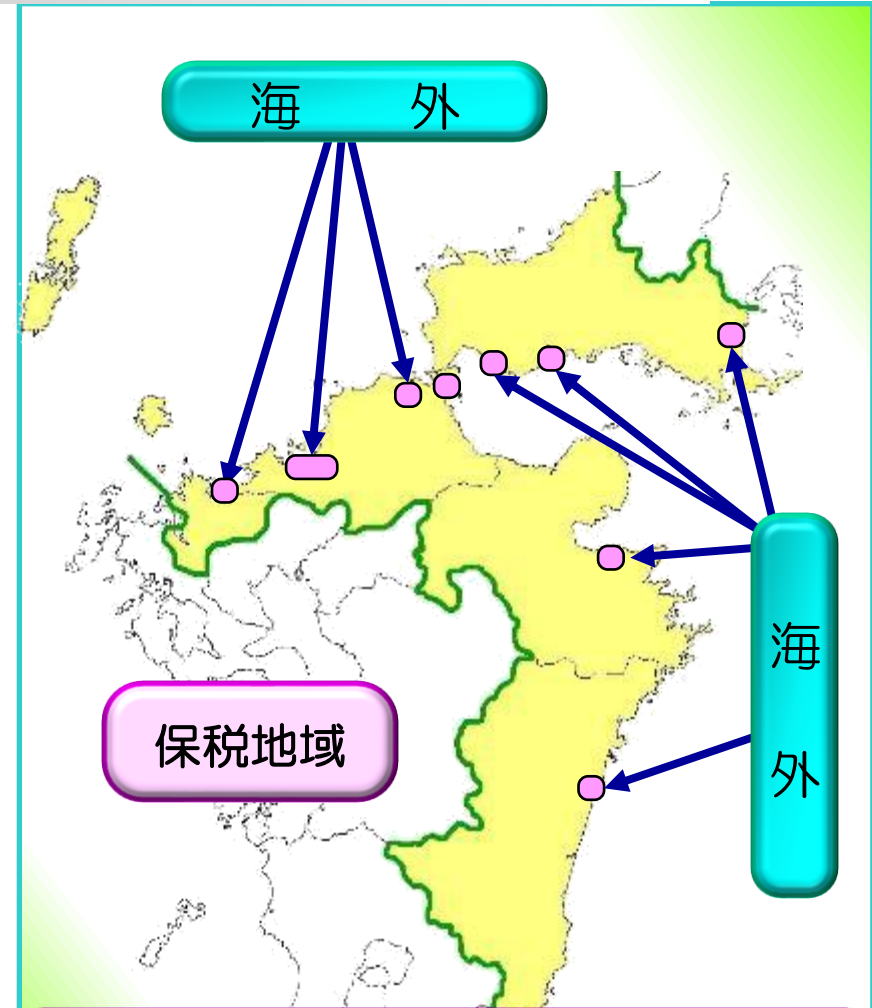
航空貨物から
覚醒剤を摘発

メキシコから到着した航空貨物（ブルーベリーのプラスチック容器）に隠匿された**覚醒剤約 59kg**を摘発した。（令和6年10月・横浜税関等）



パレットに隠匿された
金地金を摘発

香港から到着した航空貨物（プラスチック製パレット）に隠匿された**金地金約 160 kg**を摘発した。（令和6年1月・大阪税関）



- ★効率的・効果的な検査の実施
- ★輸入貨物に係る関税債権の確保

3 保税地域の種類・機能①

保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域 の5種とする。

イメージ図

総合保税地域

保税蔵置場、保税工場及び保税展示場の機能を総合的に活用できる場所

保税蔵置場

外国貨物の一時蔵置及び長期蔵置 (3か月・2年)ができる場所

保税展示場

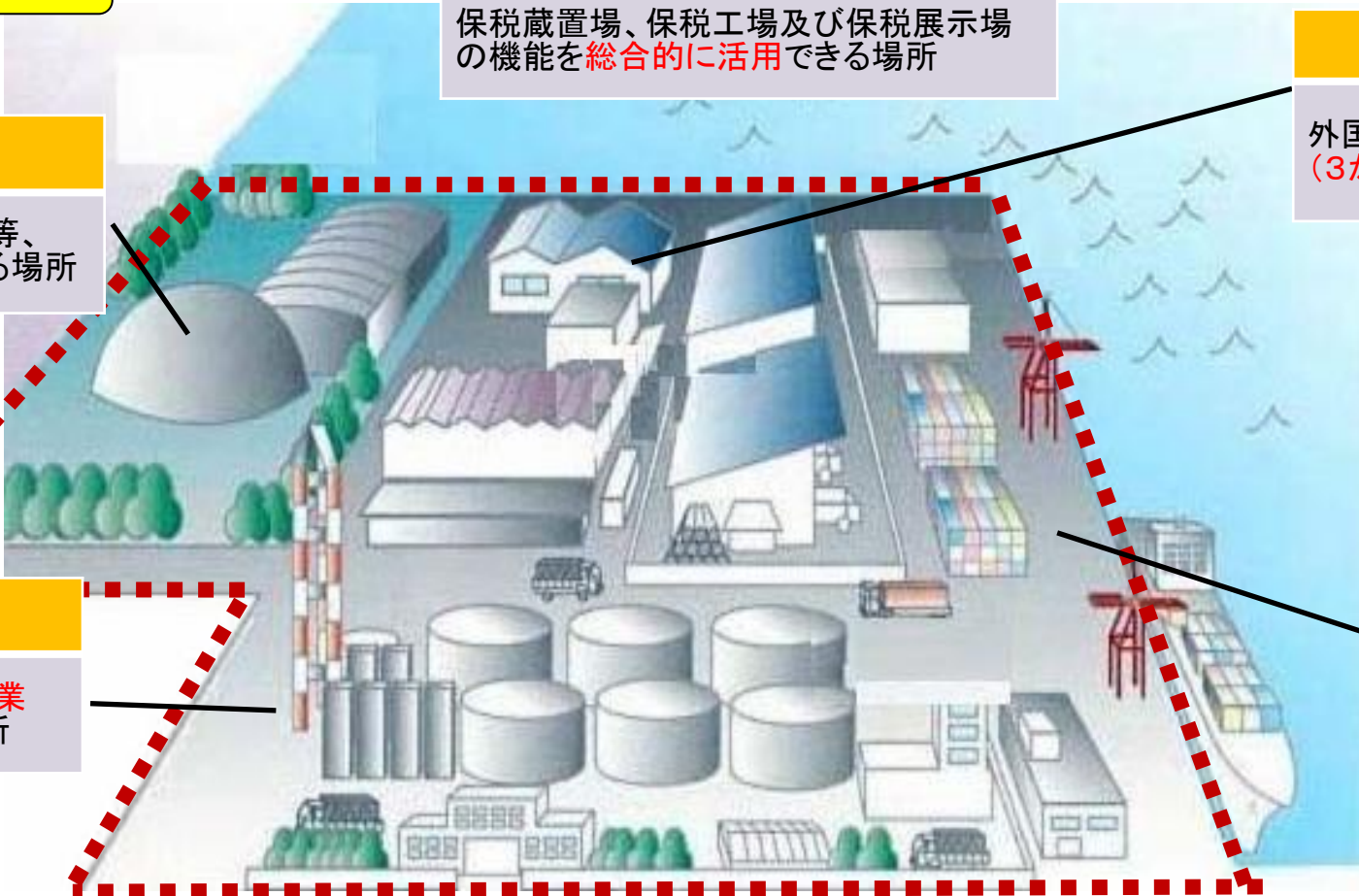
国際的な博覧会や見本市等、外国貨物の展示等ができる場所

保税工場

外国貨物についての保税作業 (加工・製造等)が行える場所

指定保税地域

貨物の積卸や迅速な税関手続きを行うために外国貨物を一時的 (1か月)に蔵置できる場所



3 保税地域の種類・機能②

種 類 関係条文	機 能	蔵置期間	形 式
指定保税地域 【関税法第37条～41条の3】	一時蔵置（通関） 点検・改装・仕分	1 か月	<u>財務大臣の指定</u>
保税蔵置場 【関税法第42～49条】	一時蔵置（通関） 長期蔵置（保管） 点検・改装・仕分	3か月 蔵入（IS）承認後2年 （延長可）	<u>税関長の許可</u>
保税工場 【関税法第56～61条の4】	加工・製造 改装・仕分	2年 （延長可）	



■上記のほか、保税展示場と総合保税地域があります。
また、貨物の取扱件数（輸出入件数）は、指定保税地域、
特にコンテナヤードが多くなっています。

保税地域における倉主の義務

倉主：保税地域の許可を受けた者、指定保税地域の貨物管理者

- イ 関税の納付義務（亡失・滅却の場合）
- ロ 貨物の搬出入等に係る記帳義務
- ハ 貨物管理に関する社内管理規定の整備

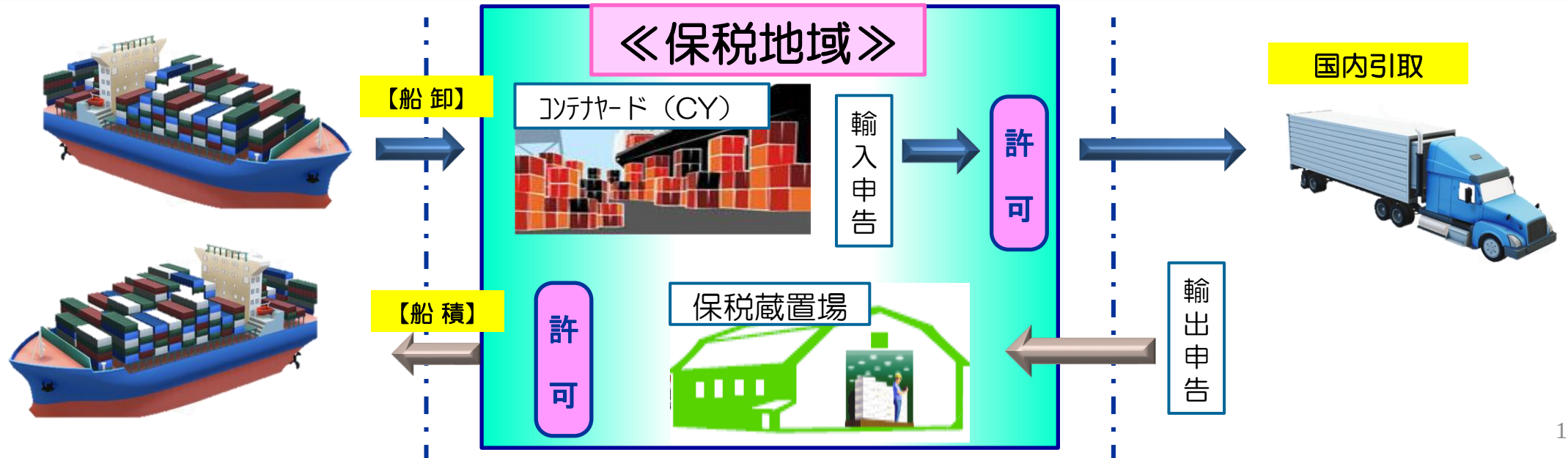


■社内管理規定はコンプライアンス・プログラムといい、CPという略称で呼ばれます。

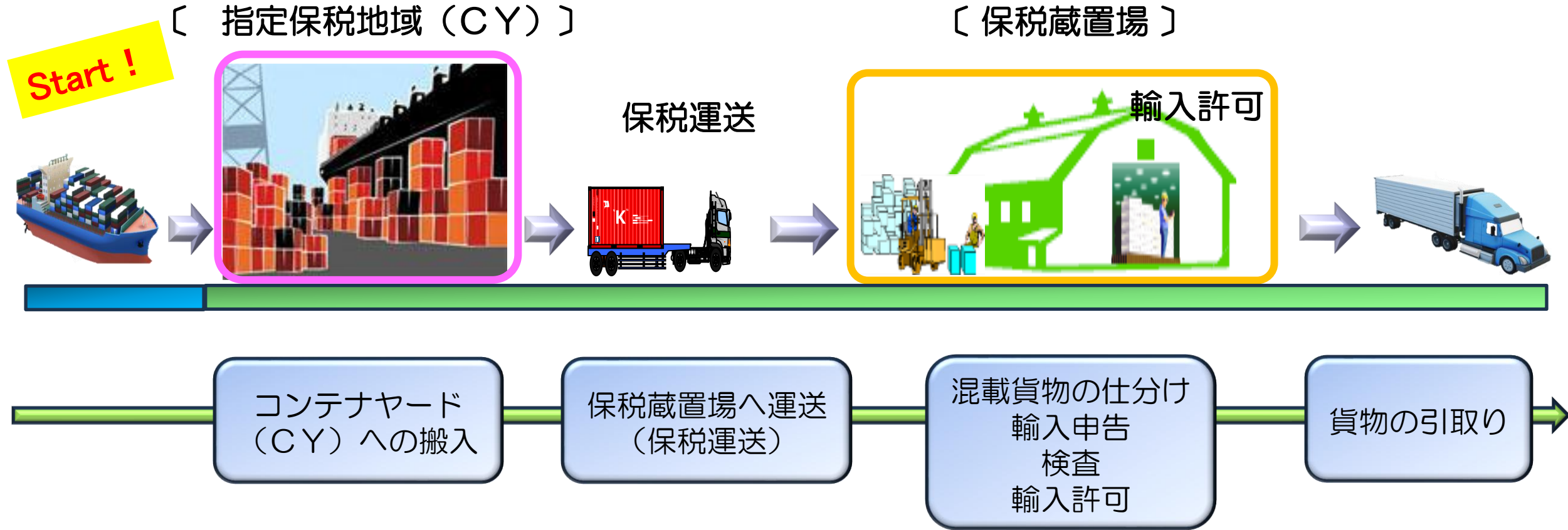
4 貨物の流れ

- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。
 - ・ 輸入申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。
 - ・ 輸出申告は、「保税地域」に入れる前に行うことができます。
- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。

大事！

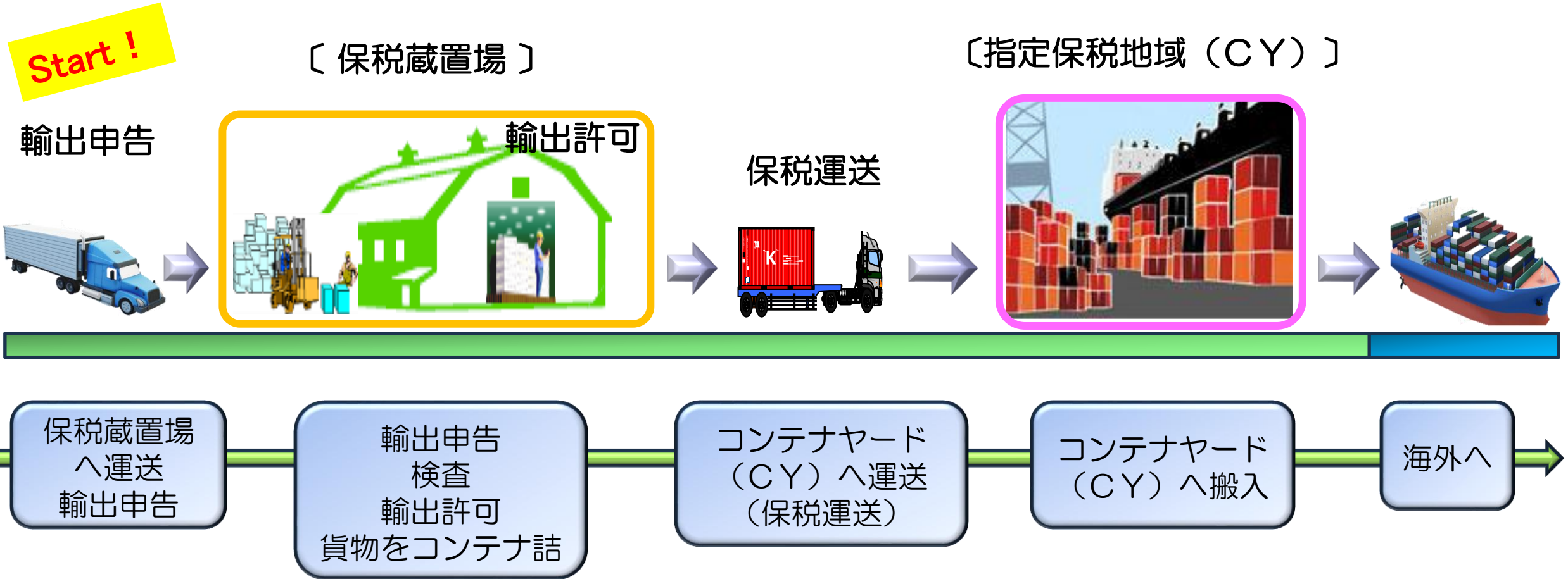


4 貨物の流れ（輸入貨物）



※コンテナヤード（CY）で輸入申告・検査・輸入許可の流れもあります。

4 貨物の流れ（輸出貨物）



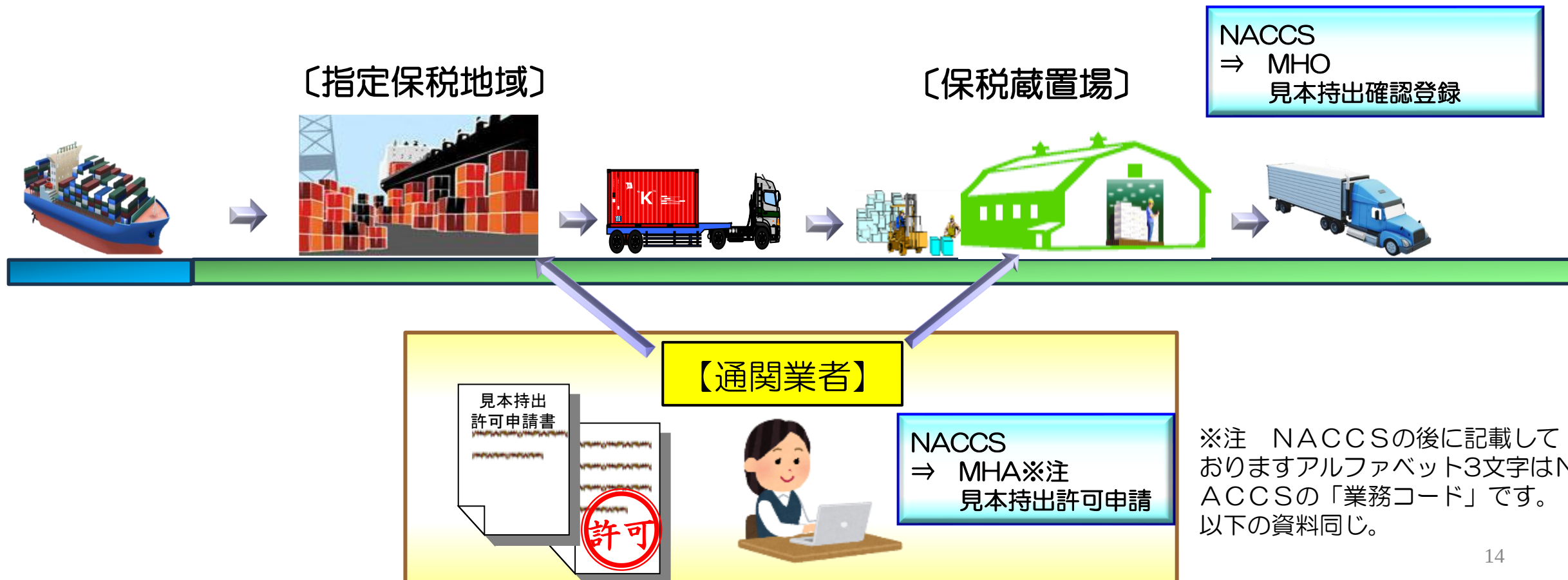
※コンテナヤード（CY）で輸出申告・検査・輸出許可の流れもあります。



5 見本の一時的持出①

◎ 見本の一時的持出し

保税地域から、外国貨物を 見本 として一時持ち出そうとする場合には、
税関長の許可を受けなければならない（法第32条）。





5 見本の一時的持出②

★具体例★

野菜の残留農薬を調べるために分析機関で分析した後、元の保税蔵置場に戻す場合



Point!

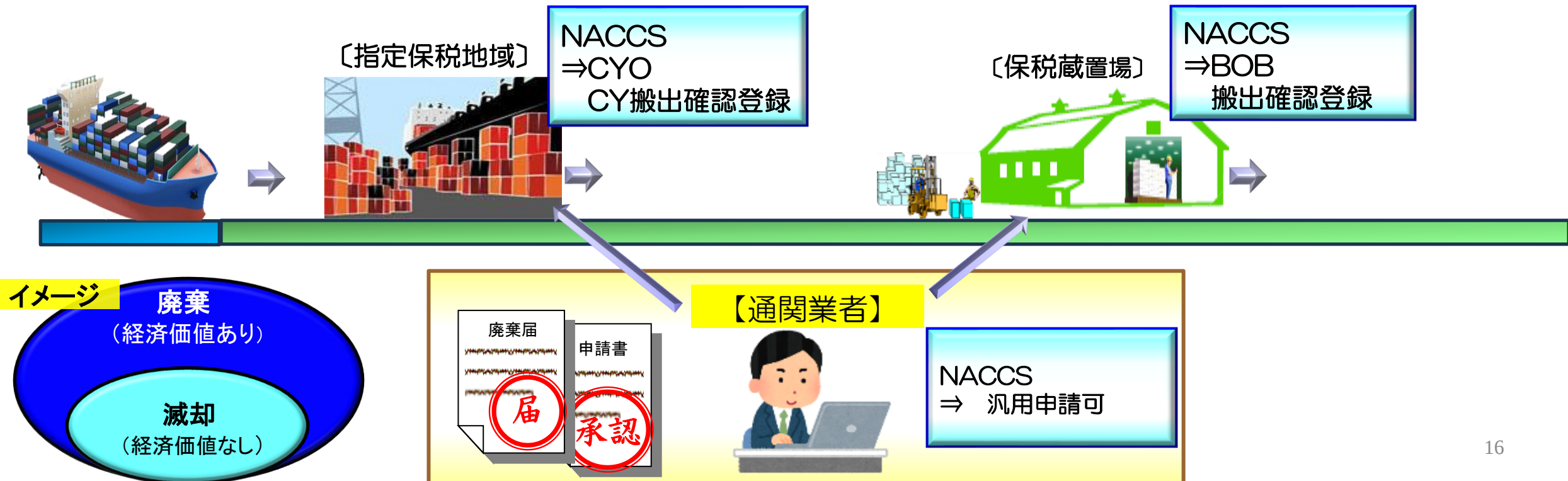
- 見本の一時的持出しが認められる外国貨物は、**課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。**
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の**指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。**

※ 但し、例外として、税関長の指定する見本持出期間内に見本持出した貨物と残余の外国貨物を一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要となります。

6 廃棄と減却①

【廃棄】保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、**あらかじめその旨を税関に届け出**なければならない。（関税法第34条）

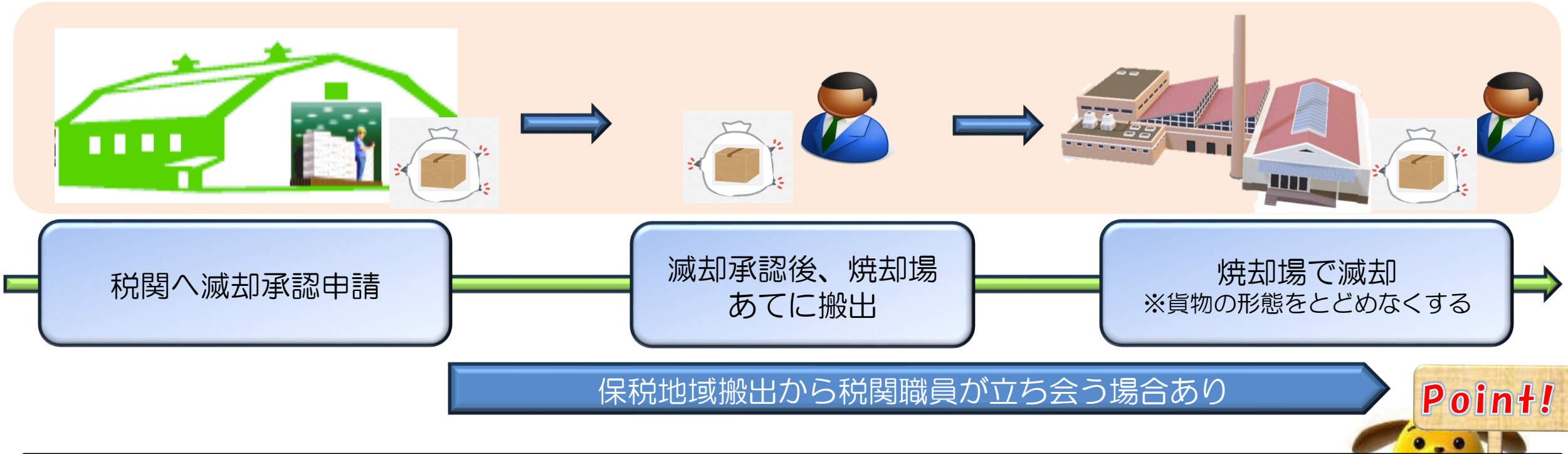
【減却】保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は減却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、・・・**あらかじめ税関長の承認を受けて**減却された場合は、この限りでない。（関税法第45条）



6 廃棄と滅却②

★具体例★

外国貨物の野菜が腐敗していたため、焼却場で処分する場合



廃棄（関税法第34条・基本通達34-1）

滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること

→くず等の形状で存在（鉄くず等）→廃棄後の現状により輸入手続き必要

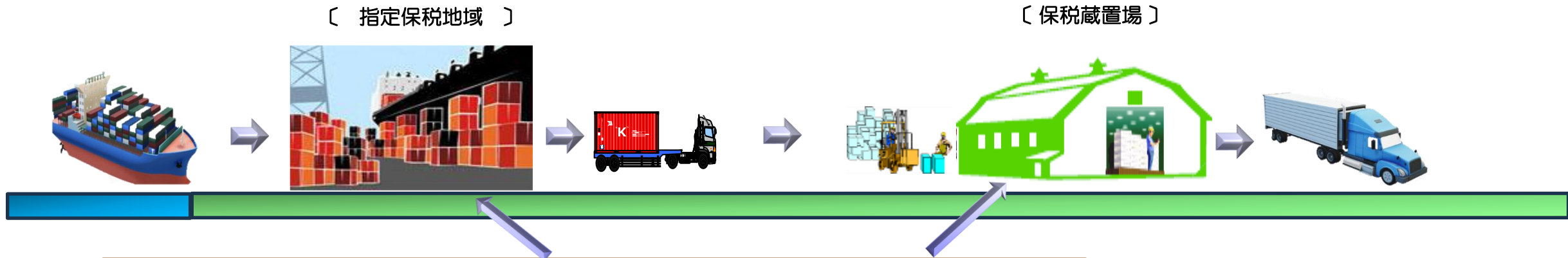
滅却（関税法第45条・基本通達45-1）

焼却等により貨物の形態をとどめなくすること

7 貨物の取扱い①

◎ 取扱い

- 保税地域にある外国貨物について、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れをすることができる（法第40条第1項）。⇒倉主の記帳で足りる。
- 保税地域にある外国貨物について、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行う場合には、**事前に税関長の許可**を受ける必要がある。（法第40条第2項）



申請書

許可

【通関業者】



◆内容点検等

NACCS
⇒ SHN（内容点検）、
SHS（仕分け）他

◆簡単な加工等

NACCS
⇒ CHD
貨物取扱許可申請

※内容点検等は倉主でも登録可能です。
簡単な加工等は事前に税関へ相談願います。

取扱い内容	登録業務
内容点検	SHN
改装・仕分け	SHS
仕合せ	CHU
取扱許可申請	CHD



7 貨物の取扱い②

関税法第40条・基本通達40-1

第1項【自主管理】

- 1 内容点検
開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと
- 2 改装
包装を改める行為
- 3 仕分け
貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること
- 4 その他の手入れ
貨物の記号、番号の刷換え・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消、取りはずし作業 等

第2項【要許可】

- 5 見本の展示
注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること
- 6 簡単な加工
単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
- 7 その他これらに類するもの
輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

第2項は許可が必要です！

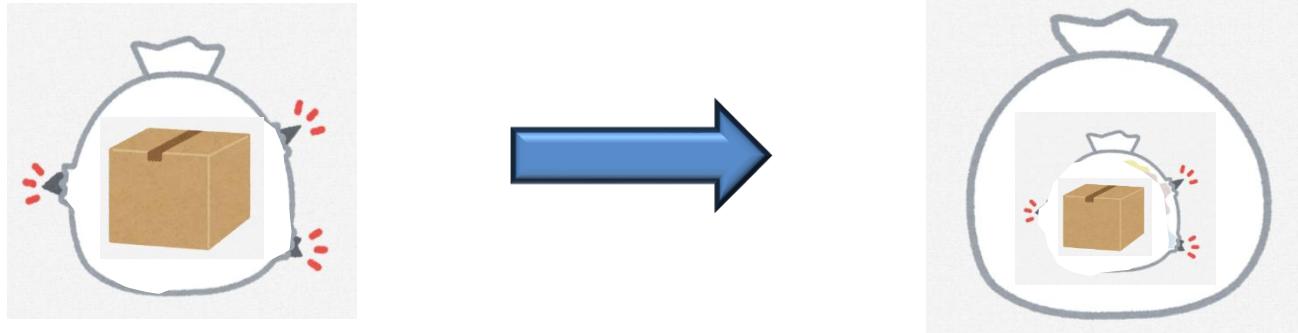


7 貨物の取扱い③

★具体例★

改装

(例) 外装がやぶれていたなので、新しい外装で補強



仕分け

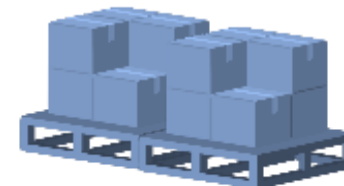
(例) 貨物を荷主毎に分ける
貨物管理番号：Y12345



貨物管理番号：Y12345A



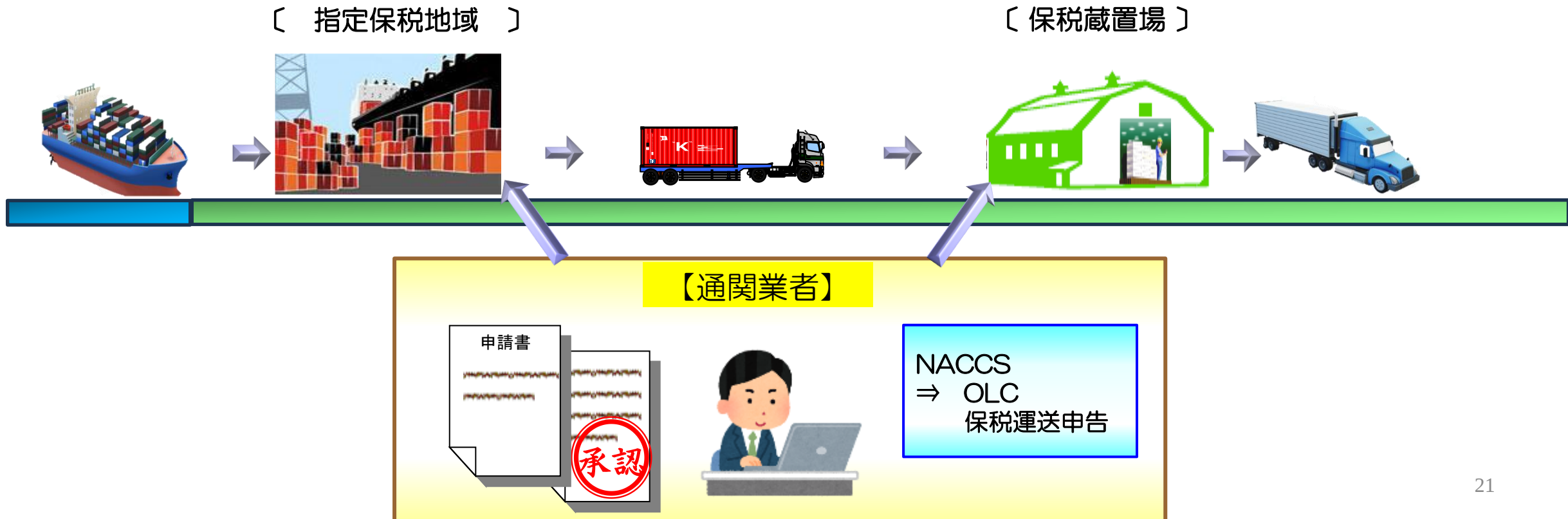
貨物管理番号：Y12345B



8 保税運送①

◎保税運送

外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。）を運送しようとする者は、**税関長に申告し、その承認を受けて** 開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り**外国貨物のまま運送することができる**（関税法第63条）



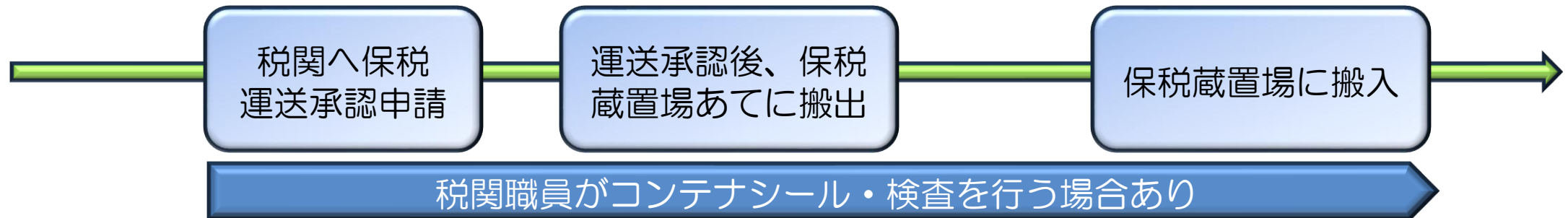
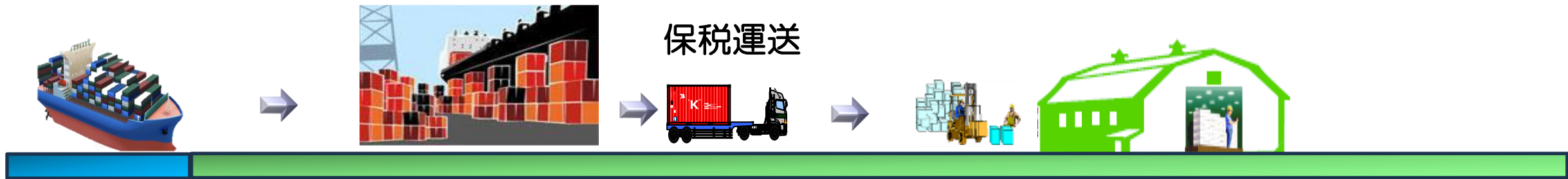
8 保税運送②

★具体例★

指定保税地域に到着した貨物を外国貨物のまま保税蔵置場に運ぶ場合

〔指定保税地域〕

〔保税蔵置場〕



Point!

- ・保税運送は、**特定の場所相互間を指定された期間内**に運送する場合に認められる。
- ・コンテナ到着時に**不審点（コンテナシールの異状、コンテナ外観の異状等）**があれば税関に一報してください。

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）①

◎許可面積の増減及び工事

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。
（関税法第44条）

〔保税蔵置場〕



- ・面積の変更
- ・工事

【保税蔵置場】

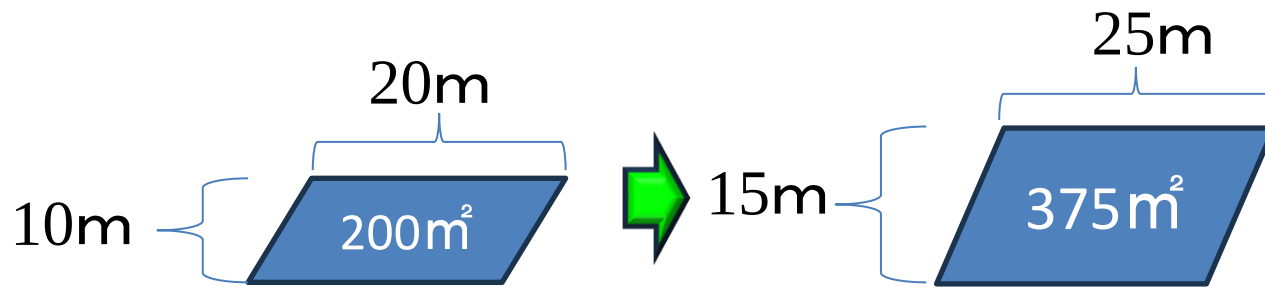


貨物収容能力増減等の届

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）②

★具体例★

蔵置場の面積を増やす（増坪）場合

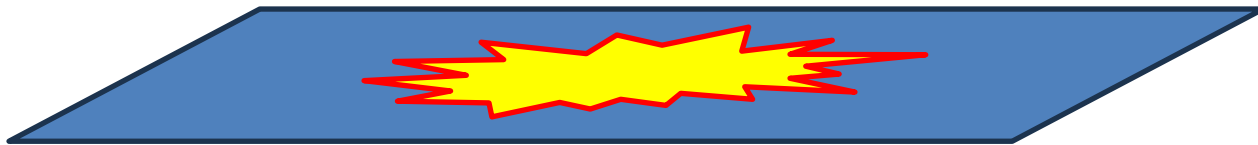


Point!

面積を変更するときは、事前に税関にご一報ください。

★具体例★

蔵置場の床面に穴があいて貨物が置けないので補修工事を実施



Point!

工事の届が必要
具体的には、関税法基本通達44-3
（改築移転その他の工事の取扱い）
をご参照ください。



10 記帳義務①

関税法第34条の2（記帳義務）

保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理するものは、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

政令で定める事項 ⇒ 施行令第29条の2第1項

参考（**保税工場**：関税法第61条の3（記帳義務））



10 記帳義務②

指定保税地域・保税蔵置場 関税法施行令第29条の2

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
	搬入	貨物取扱	I S 承認	輸入許可	B P 承認	見本一時持出	搬出
事由	外国貨物、輸出しようとする貨物を入れた場合	外国貨物、輸出しようとする貨物を取扱いたした場合	I S 承認又は置く期間の指定を受けた場合	輸入の許可を受けた場合	B P 承認を受けた場合	見本として一時持ち出した場合	外国貨物を出した場合
事項	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日 ※初めて搬入する場合 船名、入港年月日、 ※保税運送の場合 保税運送承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類、内容、年月日 ※数量等に変更があった場合 変更内容	承認・指定の年月日、承認・指定番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、許可書・承認書の年月日、番号 ※外国向けるとき 積み込み船舶（航空機）名 登録記号、出港年月日

11 参考（保税ポータル①）

保税ポータル

税関 Japan Customs

本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

サイトマップ ENHANCED BY Google

注目のキーワード

- 税関をかたった詐欺について
- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ 税関の名をかたった詐欺に注意！

法令・政策等について調べたい

水際の手続きについて調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出入・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

税関 Japan Customs

本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

サイトマップ ENHANCED BY Google

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

保税ポータル

お知らせ	2025年3月31日	【お知らせ】保税Tipsの配信をはじめました
	2025年3月31日	【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 保税Tips・参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見の募集

11 参考（保税ポータル②）

保税ポータル

保税Tips（非違編）一覧			
Vol.No	タイトル	概要	掲載日
1	見本持出に係る非違	見本持出に係る非違事例について紹介	2025.3.31
2	外国貨物の誤搬出	外国貨物の誤搬出に係る非違事例について紹介	2025.3.31
3	保税地域外の蔵置に係る非違	保税地域外の蔵置に係る非違事例について紹介	2025.3.31

お知らせ・掲載リーフレット			
■ [お知らせ・掲載リーフレット](#)			
保税関係用語集			
■ [保税関係用語集](#)			
■ [税関関係用語集](#)			
関係法令・通達			
■ [関係法令・通達](#)			
NACCS関係業務資料（外部HP）			
■ [航空システム業務資料](#)			
■ [海上システム業務資料](#)			

非違に係る参考情報

用語集

関係法令・通達関係

NACCS関係資料



11 参考（日本関税協会門司支部様HP）

JAPAN TARIFF ASSOCIATION Moji branch
公益財団法人 日本関税協会 門司支部

小 中 大

Google 提供 Search

賛助会員MFAサインイン
サインインするためのアカウントは、本部・支部とも共通です。
会員専用サイト

KanPress
Jtrade (全国分)
概況 ONLINE
会員登録情報の変更

ホーム
門司支部のプロフィール
門司支部からのお知らせ
関税協会の出版物
門司税関からのお知らせ
関税協会入会のご案内
お問い合わせ

新着・更新情報

- 2025/04/02 【対面式】EPA活用セミナーのご案内【New】
- 2025/04/02 「EPA活用のための原産地規則と品目分類オンライン研修」申込受付開始【本部サイト】
- 2025/03/27 オンデマンド配信（MOU連絡会及び保税研修）のご案内【New】
- 2025/03/25 管内各地区でMOU連絡会及び保税研修を開催しました
- 2025/03/10 博多地区でMOU連絡会及び保税研修を開催しました

門司税関からのお知らせ

- 2025/04/02 令和6年度末 保税関係通達改正の概要について
- 2024/12/16 年末年始期間中における輸出入通関等の取扱いについて
- 2024/07/01 保税地域における工事の際の手続きについて

貿易実務研究部会 会員募集中

zoomの利用で 国内外の関税・税関行政 貿易手続き等の最新情報 を毎月1回ライブ配信 全国どこでも！

レポート・資料2024
公益財団法人 日本関税協会 門司支部

レポート・資料2024

賛助会員MFAサインイン
サインインするためのアカウントは、本部・支部とも共通です。
会員専用サイト

KanPress
Jtrade (全国分)
概況 ONLINE
会員登録情報の変更

ホーム
門司支部のプロフィール
門司支部からのお知らせ
これからのスケジュール
レポート・資料
会議等開催状況
関税協会の出版物
門司税関からのお知らせ
関税協会入会のご案内
お問い合わせ

レポート・資料2024

【2025年度】【2024年度】【2023年度】【2022年度】【2021年度】【2020年度】

2024年度の研修会等の資料を掲載していますので

研修資料

- オンライン承認工場講習会 2025年2月6日
講習会配付資料
- オンライン保税研修（保税工場向け） 2024年12月17日、18日
保税研修（保税工場編）配付資料
- オンライン保税研修（内部監査人向け） 2024年10月29日、30日、31日
保税研修（内部監査人向け）配付資料①
配付資料②
- オンライン保税研修（初任者向け） 2024年5月16日、17日、20日
保税業務の基礎知識（保税初任者研修）配付資料

MOU連絡会及び保税研修

OMOU連絡会及び保税研修 配付資料
（対面）2024年2月27日、（オンデマンド配信）2024年3月26日～4月9日

- 資料①-1 MOU連絡会
- 資料①-2 密輸情報提供リーフレット（物流）
- 資料②-1 保税研修（東海担当者向け）
- 資料②-2：2023年における保税関係非違状況一覧（記憶義務違反）
- 資料②-3：2023年における保税関係非違状況一覧（未許可・未承認・未届出）
- 資料③ 税関からの説明事項

オンライン研修資料の過去分が掲載されています。

ご清聴ありがとうございました



カスタムくん